

# 職員の給与に関する報告及び勧告

平成26年10月

川崎市人事委員会



26川人委調第353号  
平成26年10月7日

川崎市議会議長 浅野文直様  
川崎市市長 福田紀彦様

川崎市人事委員会  
委員長 重見憲明

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

# 目 次

<b>別紙第1 報 告</b>	
1 職員の給与等の実態	1
2 民間の給与等の実態	1
3 民間給与との比較	4
4 物価及び生計費	5
5 人事院勧告の概要	5
6 本年の給与の改定	10
(1) 月例給	10
(2) 期末・勤勉手当	12
(3) その他の課題	12
7 人事管理に関する報告及び意見	14
(1) 人材の確保・育成	14
(2) 女性職員の登用の拡大	15
(3) メンタルヘルス対策	16
(4) 時間外勤務の縮減	18
(5) 高齢期の雇用の在り方	19
(6) 市民からの信頼確保	19
8 おわりに	20
<b>別紙第2 勸 告</b>	21
参 考 資 料	23

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

## 1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（9,579人、平均年齢41.9歳）の平均給与月額は399,952円（給料335,558円、扶養手当9,259円、地域手当42,336円、その他12,799円）となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員（5,819人、平均年齢41.2歳）の平均給与月額は402,324円（給料336,630円、扶養手当7,939円、地域手当42,593円、その他15,162円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,768人、平均年齢41.4歳）の平均給与月額は404,093円（給料338,014円、扶養手当8,009円、地域手当42,778円、その他15,292円）となっている。

【参考資料第1表～第9表（23～79ページ）参照】

## 2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事

業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の492事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された122事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

なお、民間企業の組織形態の変化に対応するため、本年調査から、基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、①部長と課長の間に位置付けられる従業員、②課長と係長の間に位置付けられる従業員、③係長と係員の間に位置付けられる従業員についても個人別の給与月額等を把握することとした。

【参考資料第10表～第21表（81～96ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

#### (1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で200,587円、短大卒で175,457円、高校卒で163,911円となっている。

【参考資料第11表（82ページ）参照】

#### (2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種ごとの平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（83～92ページ）参照】

#### (3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で37.9%、高校卒で14.1%で

あり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を据置きとした事業所は、大学卒で63.1%、高校卒で69.7%となっている。

【参考資料第13表（93ページ）参照】

#### (4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は88.4%であり、その平均支給月額はいわゆる配偶者14,349円、配偶者と子1人の場合21,409円、配偶者と子2人の場合27,330円となっている。

【参考資料第14表（93ページ）参照】

#### (5) 交通用具使用者に係る通勤手当の状況

参考資料第15表に示すとおり、交通用具使用者に通勤手当を支給する事業所の割合は85.3%であり、そのうち距離段階別定額制を採用している事業所は51.8%、距離区分別の平均支給月額は参考資料第16表に示すとおりとなっている。

【参考資料第15表・第16表（94ページ）参照】

#### (6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.08月分相当となっている。

【参考資料第17表（95ページ）参照】

#### (7) 給与改定の状況

参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は46.1%、ベースアップを中止した事業所の割合は11.6%となっている。

また、参考資料第19表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は77.5%となっている。

【参考資料第18表・第19表（95ページ）参照】

#### (8) 昇給制度の状況

参考資料第20表に示すとおり、一般の従業員について、昇給制度を設けている事業所は82.9%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所は81.7%となっている。

【参考資料第20表（96ページ）参照】

#### (9) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

参考資料第21表に示すとおり、民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、部長級で46.5%、課長級で46.2%、一般の従業員で36.3%となっている。

【参考資料第21表（96ページ）参照】

### 3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

## 職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[ \frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
405,285	404,093	1,192 (0.29%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### 4 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国では3.4%、本市では3.1%上昇している。

本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で166,770円、2人世帯で242,690円、3人世帯で279,430円、4人世帯で316,170円となっている。

【参考資料第22表・第23表(97~99ページ)参照】

### 5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員(一般職)の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

- ① 民間給与との較差(0.27%)を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.15月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

#### 俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

- ① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げ
  - ② 地域手当の見直し(級地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し)
  - ③ 職務や勤務実績に応じた給与配分(広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等)
- \* 平成27年4月から3年間で実施。俸給引下げには3年間の経過措置。段階的実施に必要な原資確保のため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適切するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との較差等に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率88.1%)

\* 民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,090円 0.27% [行政職(一)…現行給与 408,472円 平均年齢43.5歳]  
[俸給 988円 はね返り分(注) 102円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.12月(公務の支給月数 3.95月)

#### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

##### (1) 俸給表

###### ① 行政職俸給表(一)

改定率 平均0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定  
初任給 民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,000円引上げ

###### ② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

##### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定

##### (3) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ

#### (4) 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値2010）に基づき、支給地域を見直し

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95月分→4.10月分

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
26年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）
27年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.75月	0.75月

#### [実施時期等]

- ・月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成26年4月1日  
寒冷地手当は平成27年4月1日（所要の経過措置）
- ・ボーナス：法律の公布日

### Ⅲ 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

#### 1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

##### [俸給表等の見直し]

- ① 行政職俸給表（一） 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（2.18ポイント（平成24年～26年の平均値））を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げ。1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務実績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設
- ② 指定職俸給表 行政職（一）の平均改定率と同程度の引下げ改定
- ③ ①及び②以外の俸給表 行政職（一）との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職（一）については引下げなし。公安職等について号俸を増設
- ④ その他 委員、顧問、参与等の手当の改定、55歳超職員（行政職（一）6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止等

##### [地域手当の見直し]

- ① 級地区分・支給割合 級地区分を1区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し  
1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%  
\* 賃金指数93.0以上の地域を支給地域とすることを基本（現行は95.0以上）  
\* 1級地（東京都特別区）の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内（全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）
- ② 支給地域 「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも1段階まで）
- ③ 特例 1級地以外の最高支給割合が16%となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限（現行15%）、医師に対する支給割合（同）をそれぞれ16%に改定

## 2 職務や勤務実績に応じた給与配分

- (1) 広域異動手当 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km以上は10%（現行6%）、60km以上300km未満は5%（現行3%）に引上げ
- (2) 単身赴任手当 公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行23,000円）を7,000円引上げ。加算額（現行年間9回の帰宅回数相当）を年間12回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設
- (3) 本府省業務調整手当 本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額（現行4%）、係員級は4%相当額（現行2%）に引上げ
- (4) 管理職員特別勤務手当 管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給
- (5) その他 人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視

## 3 実施時期等

- 俸給表は平成27年4月1日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成30年4月までに計画的に実施
- 激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障）
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制

## IV 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

### ○ 雇用と年金の接続

- ・ 公務の再任用は短時間が約7割、補完的な業務を担当することが一般的
- ・ 平成28年度に年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要
- ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成23年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組

### ○ 再任用職員の給与

- ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給〔実施時期：平成27年4月1日〕
- ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

### 1 国家公務員法等の改正事項に関する人事院の取組

#### (1) 国家公務員法等の改正

- ・ 内閣総理大臣は、新たに幹部職員人事の一元管理、幹部候補育成課程、機構及び定員に関する事務等を行うこととなり、従来から行っていた事務も併せて担う組織として、内閣人事局を設置
- ・ 人事院は、引き続き、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担う
- ・ 今後は、それぞれが担う機能を十全に発揮し、所掌する制度を適切に運用していくことが重要

#### (2) 改正事項に関する人事院の取組の方向性

- ・ 幹部職員人事の一元管理について、公正確保の観点から意見を述べるなどの対応を行う
- ・ 任用、採用試験及び研修について、人事行政の公正の確保に絶えず留意しつつ、引き続き所掌することとされた事務を適切に実施
- ・ 級別定数の設定・改定等について、人事院が労使双方の意見を聴取して作成した設定・改定案を意見として提出すること等により、労働基本権制約の代償機能を的確に果たす

### 2 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度の運用の改善の取組への必要な協力を行うとともに、評価者向け研修等の実施を通じ、各府省の人材育成を支援。評価結果の任免、給与等への適切な活用を各府省に要請

### 3 女性の採用・登用の拡大と両立支援の推進

#### (1) 女性の採用の拡大に向けた取組

より多くの優秀な女性が試験を受験するよう、誘致活動の強化及び総合職試験の内容等の見直し

#### (2) 女性職員の登用に向けた研修の拡充等の取組

地方機関の女性職員を対象とする研修を拡充するなど、女性職員の登用に向けた研修を充実

#### (3) 育児・介護のための両立支援策の検討

- ・ 育児について、職員の具体的なニーズ、民間企業における両立支援策の措置状況等を精査しながら、育児時間等の在り方について検討
- ・ 介護について、セミナー等を開催し、必要な情報の提供や職員の具体的なニーズの把握を行う
- ・ 在宅勤務等のテレワークについて、利用する職員の勤務時間管理の在り方等について検討

#### (4) 男性職員の育児休業等両立支援制度の利用促進

各府省に対して男性職員に育児休業等の両立支援制度の活用を促すよう要請するとともに、意識啓発のためのセミナーを開催

### 4 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働慣行の見直し

民間企業における取組状況や超過勤務が生ずる要因等に関する職員の意識について調査を行い、より実効性のある超過勤務の縮減策について検討

#### (2) ハラスメント防止対策

- ・ セクハラ防止研修の実施徹底や受講促進、苦情相談体制の整備等の措置を一層充実していく必要
- ・ 民間企業のパワハラ防止の取組等を参考にハンドブックを作成し配布するなど意識啓発を促進

#### (3) 心の健康づくりの推進

職員が円滑に職場復帰できるよう、試し出勤等の活用を促す。心の不調者の発生を未然に防ぐ観点から、eラーニング教材を作成し配布するとともに、職場環境改善の取組を推進

#### (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

採用後一定期間継続勤務した後の夏季における弾力的な年次休暇付与について所要の措置を講じる

### 5 平成27年度採用試験等の見直し

総合職試験における外部英語試験の活用及び試験日程の後ろ倒しの円滑な実施に向けて準備を推進

### 6 研修の充実

より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発やカリキュラム作成等に取り組む

## 6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

### (1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を1,192円(0.29%)下回っていることが判明した。当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げ改定を行うこととする。

#### ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、改定を行わないこととする。本年の較差の程度を踏まえ、諸手当の支給状況を考慮した結果、較差分を住居手当の水準改定に充てるのが適当であると判断するものである。

#### イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わないこととする。

ただし、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

#### ウ 住居手当

住居手当については、国、他都市及び市内民間事業所における支給状況を考慮し、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃等を支払っている職員に対する支給月額を5,900円引き上げることとする。

また、単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃等を支払っている職員に対する支給月

額については、国との均衡を考慮し、改定を行うこととする。

### 市内民間事業所における住宅手当の支給状況

#### (借家・借間居住者の平均手当月額)

扶養家族あり	34,998円
扶養家族なし	23,977円

(注) 平均手当月額は、当該事業所における標準的な世帯主である係員に実際に支給されている最も高い額の平均である。

(平成25年職種別民間給与実態調査)

### 国家公務員の住居手当の支給状況

支給限度額	27,000円
地域手当の支給区分が3級地である地域に在勤する手当受給者1人当たりの平均手当月額	26,163円

(注) 配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当を受給する職員に支給される手当を除く。

(平成26年国家公務員給与等実態調査)

ただし、(3)アで述べる課題については、引き続き検討する必要がある。

#### エ 初任給調整手当

初任給調整手当については、国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討する必要がある。

#### オ 寒冷地手当

寒冷地手当については、国の動向等に留意し、適切に対応する必要がある。

#### カ その他の手当

交通用具使用者に係る通勤手当については、国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討する必要がある。

## (2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数（3.95月分）が、民間事業所の特別給の支給割合（4.08月分）を下回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月分とする。

併せて、再任用職員、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

## (3) その他の課題

### ア 住居手当

本委員会では、昨年の報告において、自宅に係る住居手当を支給していない、あるいは廃止を決定している都市が多数となっていること並びに借家・借間に係る住居手当支給額が国、他都市及び市内民間事業所の支給水準と比べ低い状況となっていることから、制度の再構築に向けて検討を行う必要がある旨言及し、本市では、本年4月から自宅に係る住居手当を廃止したところである。

しかし、借家・借間に係る住居手当支給額については、依然として国、他都市及び市内民間事業所と比べ低い水準にあることを踏まえ、本年、本委員会は、住居手当の増額を勧告するに至った。

住居手当については、今後、給与原資の適正配分の観点から、引き続き、国、他都市及び市内民間事業所の支給水準を調査し、本市の実情を踏まえた住居手当制度の在り方について検討を重ねる必要がある。

### イ 給与構造改革における経過措置額の廃止

平成19年度から実施した「新たな給与制度の構築」において、本市は、平成18年度から実施された国家公務員の行政職俸給表(一)の改定に準じて給料表水準の引下げを行う一方、新たな給料表の給料月額が「保障する給

料月額」に達しない職員に対しては、その達するまでの間、新たな給料月額と「保障する給料月額」との差額を経過措置額として支給している。

経過措置の対象者数や経過措置額については、昇給、昇格等により大幅に減少してきているが、本年4月1日現在において、50歳台後半層の職員を中心に在職者の約4%（行政職給料表(1)）が経過措置額を受給している状況にある。

一方、国家公務員においては、本年3月をもって、平成18年度から実施した給与構造改革における経過措置額を廃止したところである。

本市の経過措置額については、支給開始から7年を経過していること並びに国及び他都市との均衡を考慮し、廃止する方向で検討する必要がある。

#### ウ 給与制度の総合的見直し

本年8月、人事院は国家公務員給与に関する諸課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しについて報告及び勧告を行った。また、総務省の「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」において、各地方公共団体でも、職務給の原則や均衡の原則に基づき、自らその給与制度・運用・水準が適正なものとなるよう、今回の給与制度の総合的見直しに係る課題に主体的に取り組んでいく必要があるとする内容の中間報告がまとめられている。

本市においては、平成19年度から実施した「新たな給与制度の構築」に際して、地域手当を本市に勤務する国家公務員の支給割合に準じて10%から12%に引き上げており、今回の地域手当の見直しについても、地方公務員法による均衡の原則の観点から、国の制度に準じた支給割合とする必要がある。

ただし、給料表及び諸手当の見直しに当たっては、世代間の給与配分の適正化について引き続き検証することに加え、本市の昇任・昇格制度を踏まえた給料表の構造についても併せて検証していく必要があることから、

その結果を踏まえた検討を進めていく。

給与制度の総合的見直しについては、今後、「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」の最終報告の内容、他都市の状況及び関係法令の改正も考慮しながら、本市における検討状況や実情も踏まえて適切に対応していく必要がある。

## 7 人事管理に関する報告及び意見

### (1) 人材の確保・育成

社会情勢の変化に伴い行政ニーズはますます多様化しており、行政課題に的確に対応できる優秀な人材の確保が求められていることから、その資質と多様な能力を見極めるため、人物重視の採用への取組が重要となってきた。

そこで、今年度の大学卒程度採用試験では、消防士を除く全ての試験区分において、教養試験の出題分野と問題数を減らし、受験者層の拡大を図るとともに、行政事務に関しては、第1次試験で面談試験を実施し、人物評価の機会を増やすことにより、人物重視の採用に取り組んだところである。さらに、例年実施している面接技法講習会に加え、面談試験説明会を行うことで、評価者の評価技法向上を図っている。

また、技術系職種については、防災対策や都市基盤整備などに対応するための専門技術を有する人材の確保が求められていることから、全ての受験対象者に向けた本市主催の採用説明会に加え、昨年度から技術系職種限定の就職説明会への参加及び民間企業が運営するインターネットの就職情報サイトに理工系学部で登録している者にダイレクトメールを配信し情報提供することで、人材確保の取組をより強化している。

今後は、国及び他都市の取組の調査や実施してきた人材確保の取組について結果の検証を行った上で、更なる検討を進め、行政課題に対する的確に対応

できる資質と多様な能力を有する優秀な人材の確保に努めていく。

その上で、採用した人材に対して自分たちが公共サービスの責任主体であるという自覚を促し、複雑・高度化する行政課題への対応ができるよう育成していくことが重要である。

本市の人材育成については、現在、「第3次川崎市人材育成基本計画」に基づき取組を進めているところである。具体的には、「職場における人材育成の手引」及び「OJTノート」の内容を改定し、効率的・効果的なOJTの実践を支援するため、本年3月に各職場に配布した。また職位に応じた階層別研修を実施することで組織力の強化を図るほか、職員提案制度の見直しによる職員意識向上の取組等を推進しているところである。

任命権者においては、「新たな総合計画」及び「行財政改革に関する計画」の策定に合わせて、新たな人材育成の方針及び計画の策定に向けた準備を行っているところであるが、市民の意見や社会環境の変化等を考慮した上で、本市が必要としている人材ビジョンを明確化し、人材育成を推進するための効果的な仕組みづくりに取り組まれない。

## (2) 女性職員の登用の拡大

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「日本再興戦略」改訂2014において、女性の活躍推進は政府全体として取り組むべき重要な課題と位置付けられている。国家公務員についても、本年、人事院が女性の採用の拡大に向けた取組、育児・介護のための両立支援策の検討等について報告を行っている。

本市では、本年3月に「第3期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定し、管理職（課長級）職員に占める女性比率の数値目標の設定や研修の実施等で女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進等に取り組んでいるところである。本市の管理職職員全体に占める女性比率

は増加傾向にあり、昨年度は指定都市中 2 番目に高い水準であった。今後も、男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組を継続されたい。

さらに、女性職員の登用を拡大するには、両立支援制度の充実・利用促進を図り、時間外勤務縮減に向けた取組を進め、全ての職員が長期的な視点でのキャリア形成が可能となるよう、勤務環境を整備することが重要である。加えて、人事異動を通じて多種多様な職務経験を積み多くの実務能力を習得する機会を提供することや、研修を通じてキャリア形成の過程で求められる能力の習得に向けた支援を継続することも大切である。今後も、能率的な組織運営の視点から、男女の区別なく能力・実績に基づく適材適所の人事配置を行うという原則を踏まえつつ、女性職員の登用の拡大に係る取組を推進されたい。

### (3) メンタルヘルス対策

#### ア メンタルヘルス対策の取組

本市で病気休暇を 1 箇月以上取得している職員に占めるメンタルヘルス不調者の割合は平成25年度で57.8%であり、不調者の数や職員全体に占める割合はピーク時の平成20年度より減少しているものの、依然として50%を超えている状況にある。

本市では、本年 4 月に「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」を策定し、心の健康増進・予防対策（1次予防対策）、早期発見・早期対応・療養支援（2次予防対策）、復職支援・再発予防（3次予防対策）と各段階に応じた具体的な取組を示している。この計画では、職員の心身の健康保持増進や快適な職場環境づくり、研修の充実など予防に重点を置いた取組を推進するものとしている。

具体的な取組として、階層別研修やホームページ等を活用し職員にセル

フケアを周知しているほか、職員保健相談室等による個別相談を実施している。また、本年5月には、管理監督者向けの研修を開催するなど、職場のキーパーソンである管理監督者の役割や職場における対応方法について学習の機会を設けている。今後も、これらの取組を継続・充実されたい。

さらに、メンタルヘルス不調者の復職支援・再発予防には、職員本人又は管理監督者が異動する際に、復職後の支援概要について管理監督者間で適切に引継ぎを行うことも重要である。リワーク研修センターによる復職支援と併せて、復職支援・再発予防の取組に努められたい。

職員全体のメンタルヘルス向上のためには、各職場と健康支援課等が互いに連携することが重要である。任命権者においては、計画の進行管理を継続的に行いながら、メンタルヘルス対策を着実に推進されたい。

なお、本市で平成17年度から実施しているストレスチェック事業において、平成25年度では職員1,216人を対象に実施したところであるが、本年6月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、事業者に対してストレスチェックの実施が義務付けられたことを踏まえ、適切な対応に留意されたい。

#### イ パワー・ハラスメント等に対する取組

厚生労働省の集計によると、平成25年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」において、精神障害の労災請求件数が過去最多となり、その原因のうち、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」や「セクシュアルハラスメントを受けた」が増加傾向を示している。このように、ハラスメントがメンタルヘルスや職場環境に与える影響は大きなものになってきている。

本市においては、従来から設置していたセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）の相談窓口に加え、平成23年度から、パワー・ハラスメント（以下「パワハラ」という。）についても相談窓口を整

備し、メンタルヘルス不調者への対応に関しても、関係各課との連携が行われるなど、ハラスメントの防止・解決へ向けた体制が整ってきている。また、階層別の研修を開催するなど、職員の意識啓発にも積極的に取り組んできたところである。昨年度には、従前からの「川崎市職員のセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱」を、「川崎市職員のセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する要綱」に改正し、パワハラについても、セクハラ同様に防止に努めていくことも明記された。

こういった任命権者の取組にもかかわらず、昨年度、パワハラで初めての懲戒処分事例が発生したことは、誠に残念なことである。

任命権者におかれては、引き続き、相談窓口の周知や研修等による意識啓発を図り、ハラスメントを防止することで、メンタルヘルスの向上や良好な職場環境づくりに努められたい。

#### (4) 時間外勤務の縮減

恒常的な時間外勤務は、職員のメンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスの推進に大きな影響を及ぼし、女性の活躍推進においても大きな障害となり得ることから、時間外勤務の縮減は、極めて重要な課題である。

本市においては、これまで「ノー残業デー」や「ワーク・ライフ・バランスデー」等の取組を実施しており、一定の成果が認められるところであるが、昨年度は新たな縮減策への取組が十分とはいえないこともあり、一人当たりの時間外勤務時間数は前年度に比べ増加している。各局で独自に実施した取組なども参考にし、必要な縮減策に取り組まれない。

複雑・高度化する行政課題に対応していくためには、職員一人ひとりの公務能率を上げていかなければならない。そのために管理監督者は、職員が持つ能力を最大限に発揮できるよう、勤務時間の適正管理、業務の進捗状況管理、適正な業務配分等に留意するなど、自らのマネジメント能力を発揮し、

さらにその能力の向上に努めなければならない。

任命権者においては、更に効果的な業務執行体制の構築と業務量に見合った適正な職員配置を踏まえた体制の整備に加え、次世代育成の観点からも、「第3期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」が最終年度を迎え、次期計画の策定に向けた準備を進めているところであるので、時間外勤務が増加している現状を踏まえ、新たな計画の策定に取り組まれない。

#### (5) 高齢期の雇用の在り方

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げが平成25年度から実施されたことに伴い、定年退職後、年金が支給されない期間が生じることとなった。

雇用と年金の接続を図るためには、国及び他都市の状況等に留意しながら、人事給与制度の整備のための取組を継続することが重要である。国においては、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までに、段階的定年延長を含めた検討がなされることとなっており、その動向を十分に注視しなければならない。また、本委員会が昨年の報告において言及した、配置先の拡大、総人件費の増大、新規採用の抑制等の問題について留意するとともに、再就職意向調査及び高齢期雇用に関するアンケート調査を実施・活用することで状況把握に努め、本市に最適な制度の構築に向けた検討を引き続き進める必要がある。

#### (6) 市民からの信頼確保

職員の不祥事防止については、全庁を挙げて取り組まれてきたところであるが、残念ながら、本年に入ってから公務への信頼を失墜させる不祥事が発生している。特に近年、不適切な事務処理等による不祥事の発生が散見されており、こうした不祥事が公務全体に対する市民の信頼や期待を著しく損なうこととなっている。任命権者においては、不祥事の根絶と公務への信頼

回復に向け、あらゆる機会を通じて適正な職務執行及び公務員倫理の確保に取り組まれない。

また、職員においては、一人ひとりが厳正な規律意識と高い倫理観を持ち、常に全体の奉仕者であるとの自覚を持って職務に専念し、市民からの信頼と期待に応えられるよう、職務に精励することを要望するものである。

## 8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

# 勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

## 1 給料表

特定任期付職員給料表、第 1 号任期付研究員給料表及び第 2 号任期付研究員給料表については、別記のとおり改定すること。

## 2 諸手当

### (1) 住居手当

住居手当については、別紙第 1 で述べた事項を踏まえ、所要の改定を行うこと。

### (2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、引上げ改定を行うこと。

## 3 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、2の(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

別記

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	332,000
2	369,000
3	398,000

# 参 考 资 料

# 目 次

## 第 1 部 職員の給与等の実態

第 1 表	給料表別平均給与月額	23
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	24
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布	25
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布	26
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	28
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	30
第 7 表	扶養手当の支給状況	76
第 8 表	住居手当の支給状況	78
第 9 表	管理職手当の支給状況	79

## 第 2 部 民間給与等の実態

	平成 26 年職種別民間給与実態調査の概要	80
第 10 表	産業別、企業規模別調査事業所数	81
第 11 表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	82
第 12 表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	83
第 13 表	民間における初任給の改定状況	93
第 14 表	民間における家族手当の支給状況	93
第 15 表	民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況	94
第 16 表	民間における交通用具使用者に係る通勤手当 (距離段階別定額制) の状況	94
第 17 表	民間における特別給の支給状況	95
第 18 表	民間における給与改定の状況	95
第 19 表	民間における定期昇給の実施状況	95
第 20 表	民間における昇給制度の状況	96
第 21 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	96

## 第 3 部 労働経済指標

第 22 表	費目別、世帯人員別標準生計費	97
第 23 表	労働経済指標	98

## 第1部 職員の給与等の実態

## 第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1)	336,630	7,939	42,593	4,787	10,371	4	402,324
うち本年度の新規学卒の採用者を除いた職員	338,014	8,009	42,778	4,826	10,462	4	404,093
行政職給料表(2)	333,840	12,763	41,592	4,845	-	0	393,040
医療職給料表(1)	513,738	10,285	91,227	5,692	84,158	134,085	839,185
医療職給料表(2)	334,502	3,714	41,323	3,916	6,143	0	389,598
大学教育職給料表	413,470	5,927	51,047	3,560	5,997	0	480,001
高等学校教育職給料表	416,460	12,150	51,893	5,434	3,836	0	489,773
消防職給料表	307,815	12,168	38,889	5,413	4,094	0	368,379
全給料表 (企業職を除く。)	335,558	9,259	42,336	4,865	7,568	366	399,952

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	325,806	9,526	41,689	4,557	4,306	17,955	403,839
全給料表 (企業職を含む。)	333,390	9,318	42,192	4,797	6,843	4,278	400,818

(注)1 数値については、平成26年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

3 高等学校教育職給料表の給料には「教職調整額」を含む。

4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、寒冷地手当の支給はない。

5 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	5,819	41.2	17.1
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,768	41.4	17.3
行政職給料表(2)	1,525	48.0	19.6
医療職給料表(1)	26	50.8	12.7
医療職給料表(2)	464	41.9	15.8
大学教育職給料表	30	47.7	6.5
高等学校教育職給料表	345	46.3	15.3
消防職給料表	1,370	37.0	14.8
合 計	9,579	41.9	17.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,739	41.3	14.8
企業職を含めた総合計	12,318	41.8	16.5

### 第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	5,819	4,084	1,068	663	4
行政職給料表(2)	1,525	157	165	1,086	117
医療職給料表(1)	26	26	-	-	-
医療職給料表(2)	464	363	93	8	0
大学教育職給料表	30	28	2	0	0
高等学校教育職給料表	345	326	6	13	0
消防職給料表	1,370	811	194	365	0
合 計	9,579	5,795	1,528	2,135	121

構 成 比	100.0%	60.5%	16.0%	22.3%	1.3%
-------	--------	-------	-------	-------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,739	1,146	836	669	88
企業職を含めた総合計	12,318	6,941	2,364	2,804	209

構 成 比	100.0%	56.3%	19.2%	22.8%	1.7%
-------	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齢	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	歳	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
		人	人	人	人	人
18		2				
19		5				
20		10				
21		14				
22		42				
23		72			1	
24		77			5	
25		117			4	
26		121			10	
27		130	1		11	
28		125	1		14	
29		158	1		9	
30		145			15	1
31		154	2		13	
32		130	1		22	1
33		146	2		13	
34		150	10	1	12	
35		162	17		17	3
36		182	16	1	19	
37		174	24		13	
38		227	31		9	1
39		224	52	1	14	
40		206	49		17	2
41		230	57	1	9	
42		216	51	1	17	
43		183	48		10	3
44		172	70	1	9	
45		233	87		14	1
46		162	96	1	12	1
47		154	81		19	
48		158	80	1	23	1
49		174	93		15	2
50		130	91	4	12	1
51		124	90	1	13	
52		137	86	4	16	2
53		154	63	1	12	1
54		148	68		5	2
55		134	60		10	4
56		144	62	1	13	1
57		141	49		6	
58		142	42		20	
59		110	44	2	11	
60以上				5		3
計		人 5,819	人 1,525	人 26	人 464	人 30

高等学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人
	2	4
	6	11
	9	19
	15	29
	25	67
	29	102
2	47	131
1	71	193
9	68	208
5	60	207
3	56	199
4	70	242
6	60	227
4	45	218
8	57	219
10	57	228
6	34	213
8	25	232
8	35	261
11	34	256
2	41	311
3	29	323
6	33	313
5	24	326
8	38	331
7	17	268
1	20	273
13	21	369
7	17	296
9	18	281
18	23	304
13	15	312
17	18	273
22	20	270
21	21	287
17	34	282
16	18	257
13	17	238
14	28	263
19	45	260
14	39	257
15	29	211
		8
人	人	人
345	1,370	9,579

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
1	5
	11
	19
33	62
56	123
63	165
63	194
64	257
54	262
49	256
47	246
55	297
49	276
58	276
46	265
49	277
51	264
53	285
68	329
63	319
91	402
93	416
101	414
111	437
96	427
103	371
119	392
89	458
84	380
74	355
98	402
78	390
78	351
75	345
58	345
65	347
66	323
68	306
72	335
84	344
50	307
53	264
11	19
人	人
2,739	12,318

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表 勤続年数	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	168	3	2	10	8
1	139	7	1	11	1
2	228	5		21	3
3	181	5		20	3
4	272	3	2	26	2
5	290	3	1	19	1
6	184		3	13	1
7	127			14	2
8	106		2	15	1
9	123		1	16	2
10	105			17	
11	115	13	2	10	1
12	150	32	1	10	
13	176	93		10	1
14	223	63	1	12	
15	135	95		6	
16	144	98	1	10	
17	127	108		17	
18	184	140		16	
19	193	136	3	16	3
20	223	106	1	13	
21	172	98		18	
22	153	131		15	
23	179	45	2	11	
24	140	78		12	
25	121	65		13	
26	125	57	1	7	
27	105	30		10	
28	93	27		6	
29	88	12		8	
30	99	16	1	10	
31	130	13	1	10	
32	93	6		2	
33	146	12		10	
34	156	11		8	
35	101	2		5	
36	102	7		10	
37	72	2		5	
38	50			2	1
39	40	1			
40	43				
41	18	1			
42		1			
43					
44					
45					
計	5,819	1,525	26	464	30

高等学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人
19	53	263
12	46	217
11	59	327
14	119	342
22	70	397
9	72	395
16	67	284
5	43	191
7	33	164
10	36	188
10	43	175
5	37	183
5	48	246
14	42	336
13	38	350
8	20	264
7	25	285
8	29	289
7	23	370
11	28	390
10	17	370
8	23	319
13	26	338
10	19	266
4	20	254
11	29	239
9	21	220
10	16	171
16	13	155
12	16	136
6	16	148
5	25	184
5	17	123
	22	190
4	32	211
2	32	142
2	24	145
3	10	92
	6	59
1	33	75
1	16	60
	6	25
		1
人	人	人
345	1,370	9,579

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
228	491
150	367
135	462
103	445
138	535
89	484
64	348
53	244
59	223
27	215
35	210
83	266
66	312
55	391
70	420
71	335
83	368
63	352
75	445
81	471
107	477
95	414
75	413
75	341
90	344
67	306
66	286
58	229
44	199
34	170
38	186
24	208
15	138
36	226
33	244
29	171
21	166
26	118
15	74
28	103
27	87
8	33
	1
人	人
2,739	12,318

## 第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7		2						
8		1						
9								
10		1						
11		4						
12								
13		1						
14		1		1				
15		9		1				
16								1
17				1				
18				3				
19		11						
20				2				
21		2		1				
22		1		2				
23		18		2		1		
24		2		4				
25		1	1	6				
26			1	5				
27		47	49	9				
28		8	19	10			1	
29		12	18	10	1	1		
30		2	13	5				
31		46	61	10		1	1	1
32		12	32	1	19	1		
33		7	25	10		1		
34		9	21	17		2		
35		86	44	6	10	2		1
36		18	38	5	14	1		1
37		25	37	13	14	1	3	1
38		19	30	18	13		1	1
39			53	23	21		6	1
40			34	28	13		2	5
41			36	21	20		7	3
42			38	28	19		8	2
43		1	45	28	23	2	13	7
44			40	28	14	2	14	6
45			35	27	18	3	9	7
46			28	24	22	3	15	9
47			37	14	16	4	11	7
48			38	29	13	7	22	7
49			26	26	19	7	16	9
50			35	29	15	7	19	14
51			26	33	14	9	25	7
52			41	26	13	7	24	4

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		34	18	17	20	26	5	1
54		24	25	10	9	25	5	
55		27	21	19	12	10	4	
56		37	22	15	4	26	7	
57		41	28	22	6	15	6	
58		25	18	18	11	20	3	
59		38	19	16	11	12	9	
60		32	15	17	13	13	8	
61		28	37	19	15	11	3	
62		42	22	15	10	16	2	
63		33	17	17	11	18	6	
64		50	23	5	7	15	2	
65		42	20	17	8	9		
66		36	30	7	7	14	2	
67		35	13	11	10	12	1	
68		28	22	10	9	7	1	
69		38	17	13	14	6	3	
70		55	24	12	20	8		
71		32	19	15	11	4		
72		33	18	20	20	5		
73		24	22	9	9	4		
74		25	19	8	14	4		
75		28	19	4	14	1		
76		14	11	13	18	1		
77		8	17	11	10	4		
78		5	23	11	14	1		
79		7	19	6	9	1		
80		6	16	11	11	2		
81		7	15	5	7	3		
82		2	12	8	4	1		
83		3	8	3	7	3		
84		3	7	4	4			
85		2	13	8	2	4		
86		4	13	7	1			
87		1	6	13				
88		2	18	6				
89		2	13	5				
90		2	8	5				
91		4	11	5				
92		1	7	6				
93			3	8				
94		1	7	5				
95		1	12	6				
96		1	10	2				
97		1	5	5				
98			3	1				
99			7	4				
100		1	5	4				
101		1	5	4				
102			2	3				
103			8	4	1			
104		1	13	3	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			2	2	2			
106			2	2				
107		1	6					
108			10	5				
109		1	3	3				
110			2	3				
111			3	8				
112			2	4				
113		1	2	5				
114			6	10				
115		2	4	13				
116			1	6				
117		6	2	14				
118			7	6				
119			2	9				
120			2	9				
121			5	4				
122			5	8				
123			4	8				
124			3	17				
125			1	3				
126			5	12				
127			2	6				
128			4	4				
129			4	3				
130								
131			4	2				
132			6					
133				1				
134			6	2				
135			2					
136			2	1				
137			4	8				
138			2					
139			5					
140			1					
141			2					
142			7					
143			7					
144			6					
145			9					
146			5					
147			4					
148			11					
149			148					
合 計	346	1,779	1,512	1,079	409	506	152	36
平均給料月額	186,703円	253,380円	357,443円	376,104円	425,099円	453,565円	491,459円	531,911円
平均年齢	23.8歳	32.4歳	44.8歳	44.5歳	51.1歳	52.7歳	55.5歳	57.1歳

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)

2 平均給料月額には、平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [ 機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用 ] (単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30			1	
31	1			
32				
33				
34			3	
35				
36	1		2	
37	1			
38			1	
39				
40			3	
41			1	
42			2	1
43				2
44			1	1
45			1	6
46			1	1
47				5
48			3	6
49				6
50			1	8
51				18
52			1	9
				1

給号	級	1	2	3	4
53			1	15	
54			2	14	
55			3	25	
56			3	19	
57			4	24	
58			1	24	1
59			6	15	
60			4	16	1
61			5	20	1
62			7	23	1
63			4	23	4
64			6	28	4
65			6	20	4
66			6	19	
67			7	28	2
68			9	25	4
69			10	12	6
70			8	28	3
71			12	20	4
72			11	21	2
73			8	24	1
74			9	27	6
75			16	25	1
76			11	24	4
77			10	24	5
78			15	25	2
79			14	24	3
80			7	24	
81			18	23	5
82			16	18	5
83			10	14	5
84			16	16	1
85			6	17	3
86			9	16	2
87			10	21	3
88			4	12	2
89			4	17	2
90			3	15	4
91			1	10	3
92			1	6	3
93				7	1
94			1	9	2
95			2	3	1
96				5	
97			1	8	4
98				4	2
99				5	2
100			1	4	5
101			1	3	6
102				8	4
103				4	1
104				2	2

給号	級	1	2	3	4
105				2	
106				6	2
107				4	1
108				4	
109				2	
110				2	
111				5	1
112					1
113				2	
114				3	
115				2	2
116				2	
117				3	3
118				8	
119				4	3
120					1
121				3	
122				1	2
123				2	
124				1	1
125				3	1
126					
127				4	2
128					1
129				1	
130					
131				3	
132				2	1
133				1	
134					
135				2	
136					
137				2	
138				2	
139				2	
140				3	
141					
142				3	
143				1	
144				2	
145					
146				2	
147				4	
148				1	
149				22	
合 計		3	330	1,042	150
平均給料月額		184,167円	277,472円	345,679円	378,602円
平均年齢		28.0歳	40.2歳	49.7歳	53.7歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18		1			
19					
20		1			
21					
22					
23					
24					
25				1	
26					
27					
28				1	
29					
30					
31					
32					1
33					
34					
35					
36				1	
37					1
38					
39					
40					
41					
42					1
43					1
44					1
45					1
46				1	
47					1
48					
49				2	
50					1
51					1
52					1

給号 級	1	2	3	4	5
53					
54			1		1
55					
56				1	
57					
58					
59					1
60					
61					
62					
63					
64					
65				1	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74				1	
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
合 計	0	2	7	9	8
平均給料月額	-	370,000円	470,443円	527,467円	572,113円
平均年齢	-	35.0歳	45.9歳	52.0歳	57.9歳

医療職給料表(2)

〔保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、  
看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用〕

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11					1		
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20					2		
21					1		
22							
23							
24					1		
25							
26							
27			1		2		
28			2				
29					1		
30			1				
31			7		2		
32			2		1		
33			1		2		
34			1				
35	1	8	1				
36		1	1				
37	1	5			3		
38		1	1		3		
39		4	3		1		
40	1	4	1				
41	3	5	1		1		
42		4	2		2	1	
43		4	2		2	2	1
44	1	2	2		1		
45		4	2		1	1	1
46		3					
47		3	1				
48		2	1		1	2	
49		4	1			2	1
50		4	2		1		
51		5	2		2	1	
52		2	2			1	2

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		4	1			2	
54		4	1		1	3	
55		8	3	2	1	1	
56		1	1	1		1	
57		4	2	2	2	2	
58		5	4	1	2	4	
59		2	3	1	1	1	
60		1	2	1	2	1	
61		7	1	2	2	2	
62		4	1	1	3	1	
63		6	1	1	2	1	
64		6	2	1		1	
65		4			2	1	
66		3	4	1	1	2	
67		3	3				
68		8	1	1			
69		2	2	2	3		
70		1					
71		4	1	2	3		
72		4	2	1	1		
73		1	2	3	1		
74		1	1		2		
75		3	1	1	1		
76		1		1	1		
77		1	1	1			
78			3		1		
79		1		1			
80			2	1			
81							
82				1			
83			1	1			
84			1				
85				2			
86			2	2			
87				4			
88			1				
89			2	2			
90			2				
91			1	2			
92							
93							
94		1		2			
95			1	1			
96							
97			2				
98							
99			1				
100							
101							
102				1			
103			2	1			
104							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105		1	1	2			
106			1				
107			1				
108			1	1			
109			1				
110			1				
111			1	1			
112			1				
113		1	1				
114							
115							
116							
117		1		1			
118							
119			2	1			
120			1	4			
121				1			
122			1				
123				3			
124				1			
125				1			
126							
127				1			
128				2			
129							
130			1	1			
131							
132			2				
133							
134							
135			1				
136							
137							
138							
139							
140							
141			1				
142							
143			1				
144							
145			1				
146							
147							
148							
149			9				
合 計	7	173	115	98	36	32	3
平均給料月額	204,629円	255,262円	358,976円	378,671円	423,603円	453,609円	486,400円
平均年齢	24.0歳	32.7歳	46.1歳	46.6歳	50.3歳	54.5歳	57.7歳

大学教育職給料表 [看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手]  
 である職員に適用

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38		1		
39				
40				
41		1		
42				
43				
44				
45		1		
46				
47				
48				
49		1	1	
50				
51				
52				

給号 \ 級	1	2	3	4
53	1			1
54		1		
55				1
56				
57	1	3		
58				
59				
60				
61				1
62				
63				
64			1	
65	1			
66				
67				1
68				
69				
70				
71				
72				
73		1		
74				
75			1	
76				
77	1			
78				
79			1	1
80				
81			1	
82				
83	1		1	
84			1	
85			1	
86				
87				
88				
89		1	1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

給 号	級	1	2	3	4
105					
106					
107					
108					
109					1
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
合 計		9	7	8	6
平均給料月額		318,789円	396,686円	452,488円	523,050円
平均年齢		37.8歳	45.4歳	53.3歳	57.7歳

高等学校教育職給料表 [ 高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用 ]

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19			2			
20						
21			1			
22						
23			1			
24						
25			1			
26						
27			1			
28			2			
29			3			
30			1			
31			3			
32			1			
33			3			
34						
35						
36			1			
37			1			
38			2			
39			1			
40			3			
41			2			
42			1			
43			1			
44						
45						
46						
47			1			
48						
49			4			1
50			5			
51			3			1
52			5			
53			3			
54			2			1
55			1			
56			2			2

給号	級	1	2	3	4	5
57						
58			1			
59						
60			1			
61			2			
62			2			
63			2			
64		1				
65						
66			2			
67			2			
68			4			
69			3			
70		1	2			
71			1			
72			2			
73			1			
74			2			
75			3		2	
76						1
77			1			2
78		1	1			1
79			1			2
80			2			1
81		2	2			1
82			1		2	
83			1		2	1
84			1			1
85			1		2	3
86			1		1	
87			2		5	
88						
89			2		3	
90			1			
91			1		2	
92			2		2	
93			1			
94					1	
95					3	
96			1			
97			3			
98			2		2	
99			4		1	
100			2		3	
101			3		1	
102			5		2	
103					4	
104			2		1	
105					2	
106			2		1	
107			4		2	
108			1			
109			2			
110			3			
111			2			
112			1			

給号 級	1	2	3	4	5
113			4		
114					
115			2		
116					
117			5		
118			6		
119			1		
120			3		
121			3		
122			5		
123					
124			3		
125			4		
126			3		
127			6		
128			4		
129			4		
130			2		
131			3		
132			2		
133			3		
134			5		
135			3		
136			4		
137			6		
138			3		
139			1		
140			3		
141			5		
142			6		
143			2		
144			5		
145			3		
146			4		
147			4		
148			1		
149			3		
150					
151			4		
152			4		
153			1		
154					
155					
156			2		
157			1		
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
合 計	5	278	44	13	5
平均給料月額	290,867円	404,701円	474,751円	485,177円	504,240円
平均年齢	35.2歳	44.7歳	53.9歳	54.8歳	57.2歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3	2							
4								
5		1						
6								
7	6	3						
8		1						
9	1	2						
10		1						
11	9	3						
12	2	1						
13		1						
14		1						
15	14	4	1					
16	1	2						
17	2	7						
18	1	4						
19	13	9						
20		3	1					
21	3	8						
22	2	4	2					
23	17	15	3	1				
24	3	8	1					
25	6	6		1				
26	6	6						
27	29	10	2					
28	7	7	1	1				
29	5	7	2				1	
30	1	3	1	1				
31	30	10	3	1				
32	12	4	1	2				
33	14	9	5					
34	6	2	3					
35	45	5	2					
36	11	7	3					
37	15	6	6					
38	10	13	3					
39	27	5	8	1				
40	13	4	6					
41	11	9	4	2				1
42	6	8	5					
43	16	12	1					
44	7	5	1			2		
45	9	3	5		1			
46	8	4	4		1	1		
47	7	6	5	1				
48	13	6	4	2		2	1	
49	10	5	6	2	1	2		
50	5	1	4	1	1			
51	4	4	1	5		1		
52	7	4	3	2		1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	6	2	5	2	1	3	1	
54	3		4	4		5	2	
55		1	2	5	1	3	1	
56	3		2	1	2	2	1	
57	1	6	3	6	3	2	1	
58	1	2	6	2		5		
59	2	3	5			3		
60	2	1	10	1	3	2		
61	1		6	2	1	1		
62		2	4	1		3	2	
63			1	1	2	1	1	
64		1		1		2	1	
65		2	1	2	4			
66		2	2	4	2	1		
67			2	4	3	1		
68		1	3	2	3		1	
69			5	2	2	1		
70			4	4	1			
71			4	3	1			
72			7	2	3		1	
73			2	3	6			
74			3	4	3			
75			2	2	3			
76			5	2	1			
77			6		2			
78			2	4	4			
79			2	3	2			
80			2		6			
81		1	3	1				
82		1	3	1	1	1		
83					2	1		
84			1	2				
85			1	2	1	5		
86			3	1				
87			1	1				
88			1	1				
89			5					
90			1					
91		1	2	4				
92		1	2					
93			1	1				
94			2	1				
95			4	1				
96								
97			3	1				
98			1	1				
99			3					
100			2	1				
101			3	2				
102		1	1					
103		1	1	1				
104			4					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			1					
106			1					
107		1	3	1				
108			1					
109		1						
110			1	1				
111		1	1					
112				2				
113		3		1				
114								
115			1					
116								
117			1	3				
118				2				
119				1				
120			1					
121			1	1				
122								
123				1				
124								
125				1				
126			4					
127			1					
128			2					
129			1					
130			2					
131			1					
132			1					
133			2					
134			4					
135			4					
136								
137			1					
138								
139								
140			2					
141								
142			1					
143			5					
144			3					
145			3					
146			2					
147			7					
148			3					
149			85					
合 計	435	284	391	126	67	51	15	*
平均給料月額	217,578円	269,365円	363,915円	384,006円	427,336円	456,959円	494,400円	*
平均年齢	25.9歳	32.2歳	45.2歳	43.3歳	51.3歳	54.3歳	56.1歳	*

(注)「\*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1						1		
2								
3								
4								
5								
6								
7	1							
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16				1				
17				1				
18								
19								
20								
21				1				
22								
23		1						
24				1				
25								
26								
27	5	6		1				
28	1	2		1				
29		1		1				
30		1		2				
31	10	10						
32		3		3				
33	4	5		3				
34	3	3						
35	16	9		2				
36	4	4	1	1				
37	4	6		3				
38	3	1	3					
39		5	3	1				2
40		2	4	2				
41		1	4	2				
42		3	2	2		1	1	
43		3	2	2		1		
44		2	4	2				
45		2	4	2		2	1	
46		5	7	4		1		
47		1	10		1	1		
48		5	2	3		2		
49		1	4	5		3	1	
50		3	3	4		4		
51		3	4	2	1	1	1	
52		3	2		2	4	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		2	2	2	3	4		
54		1	4	2	3	3		
55		3	3	1	1	1	1	
56		3	4		2	2	1	
57		3	8	2	1	2		
58		1	2	2	1	4	1	
59		3		3				
60		4	3	4		4		
61		1	5	3	2	3		
62			3	1	2	1	1	
63		7	3	2	1			
64		3	3	5				
65		2	2		2	2		
66		4	9			1		
67		8	4	5	1			
68		6	2	1	2			
69		3	3		1			
70		4	5	1	2			
71		10	4	2	2			
72		3	4	2	1	1		
73		6	1	1	3	1		
74		2	3	1	1			
75		6	1	2	2			
76		4	7	1	2			
77		2	7	2	2	1		
78			4		2			
79		3	6	2				
80			2	3	3			
81		2	1	3		1		
82		1	1	1				
83			1		1	1		
84		2	2					
85		1	1		1			
86		1		1				
87		1	2	2				
88		1		2				
89				2				
90		1	2	2				
91				3				
92			1					
93			1					
94		1	1	3				
95			1	1				
96				1				
97			2	2				
98				1				
99				1				
100			2					
101								
102			1	2				
103								
104		1	2	1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105					1			
106			1		1			
107			2		3			
108					1			
109		1	1					
110			2		1			
111					1			
112			1					
113								
114			1		2			
115					1			
116			1		1			
117					2			
118			3		3			
119					4			
120			2		2			
121					3			
122					5			
123					5			
124					13			
125			1		4			
126			1		2			
127					3			
128			1		1			
129								
130								
131								
132								
133								
134			1					
135			3					
136								
137			1					
138			1					
139								
140								
141								
142			3					
143			2					
144			2					
145			2					
146								
147			1					
148			3					
149			45					
合 計	51	198	265	189	48	53	9	2
平均給料月額	191,245円	257,885円	363,519円	386,196円	425,452円	452,174円	491,667円	530,300円
平均年齢	24.6歳	33.7歳	45.7歳	47.8歳	51.4歳	53.2歳	56.4歳	58.5歳

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43				1	
44			1	2	
45				3	
46					
47					
48					
49				1	
50				3	
51				2	
52				8	

給号	級	1	2	3	4
53				4	
54			1	2	1
55				6	
56				1	
57				4	
58				3	
59			1	4	
60				1	
61			2	5	
62			1		
63				1	
64			2	4	
65			1		
66				2	1
67				2	
68			2	2	1
69				2	
70				3	
71			1	1	
72			2	1	1
73			2	1	
74				1	1
75				2	1
76			1	3	
77				1	
78			1	2	2
79			2	3	1
80			1	1	1
81			1	3	
82			3	1	1
83			3	3	
84			1	2	1
85			1	1	
86				2	1
87				3	
88					
89				2	
90				2	
91			1	1	2
92					1
93					
94					1
95				1	3
96					
97				2	
98				2	
99					1
100				1	1
101					
102					
103					
104					

給号	級	1	2	3	4
105					
106					
107				3	
108					
109					
110					
111				1	
112				3	
113				1	1
114					
115				2	
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125				1	
126					
127					
128				1	
129					
130					
131					1
132					
133					
134				1	
135					
136				1	
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146				1	
147					
148					
149				4	
合 計		0	31	127	24
平均給料月額		-	277,348円	342,863円	378,767円
平均年齢		-	38.8歳	45.7歳	51.6歳

交通企業職給料表(1) (交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19					1			
20								
21								
22								
23	1							
24								
25								
26								
27	2	2						
28								
29					1			
30								
31	2	2			1			
32								
33	2	3						
34	1							
35		2						
36	1	1						
37								
38								
39				1				
40								
41	1	1					1	
42		1						
43						1	1	
44					2			
45					1			
46			1		1			
47					1			
48		1						
49								
50								
51			1			1		1
52		1					1	1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		1		1	1		1	
54						1		
55		1	1					
56					1			
57			1					
58					1	1		
59								
60				1				
61		1			1			
62								
63		1						
64			1		1	1		
65			1	1				
66							1	
67				1				
68						2		
69		1		1		1		
70					1			
71		2			1			
72								
73						1		
74								
75					1			
76								
77		1						
78								
79					1			
80			1					
81								
82		1						
83		1						
84								
85								
86								
87								
88				1				
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102		1						
103								
104								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105									
106			1						
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113					1				
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149				1					
合 計		10	26	9	15	11	11	4	0
平均給料月額		188,540円	253,546円	347,867円	364,093円	422,300円	455,527円	494,300円	-
平均年齢		23.9歳	33.2歳	43.8歳	42.0歳	49.9歳	51.7歳	55.5歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45				1			
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							

給号	級	1	2	3	4	5	6
53							
54							
55				1			
56							
57							
58							
59						1	
60					1		
61				1			
62					1		
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72					1		
73							
74							
75				1			
76							
77				1			
78				1			
79				1			
80				1			
81							
82				1			
83							
84				1			
85				1			
86				1	1		
87							
88				2			
89							
90				1			
91			1				
92				2			
93				2			
94							
95							
96				1	1		
97				2			
98							
99							
100							
101							
102							
103				1			
104							

給 号	級					
	1	2	3	4	5	6
105						
106						
107						
108		1				
109						
110						
111						
112			1			
113						
114						
115			1			
116						
117						
118			1			
119			1			
120						
121						
122			1			
123						
124			1			
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132			1			
133						
134						
135			1			
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
合 計	0	2	32	5	*	0
平均給料月額	-	327,950円	371,672円	390,000円	*	-
平均年齢	-	44.5歳	50.5歳	49.0歳	*	-

交通企業職給料表(3) [ 交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び  
誘導員に適用 ]

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32			1	
33				
34			2	
35				
36	1		1	
37				
38				
39				
40			2	
41				
42				
43				1
44			7	3
45				2
46				1
47				6
48				1
49				1
50			1	4
51				2
52				4

号給	級	1	2	3	4
53				6	
54				2	
55				4	
56				8	
57				2	
58			2	1	
59			1	5	
60			3	9	
61			1	4	
62				4	
63				6	
64			1	8	
65			1	5	
66				6	
67			2	3	
68			1	4	1
69			2	4	
70			3	6	
71			3	3	1
72			2	4	1
73			6	4	
74			5	3	2
75			3	3	1
76			1	2	
77			4	1	1
78			7	3	
79			2	4	1
80			1	3	1
81				6	1
82			1	2	
83			1	3	1
84			2	6	
85			2	3	
86			2	3	3
87				8	
88			1	5	2
89			1	6	4
90				9	
91				2	
92					
93			1	5	1
94			1	3	1
95				2	1
96				3	
97				2	
98				1	
99			1	1	
100				3	
101				1	
102				3	
103				5	
104				3	1

給号	級	1	2	3	4
105				3	
106				1	
107				1	
108				2	2
109				1	
110					
111				1	
112				1	
113				3	
114				3	
115					
116					
117				1	
118					
119				3	1
120					
121					
122					
123				1	
124				3	
125				1	
126				2	
127					
128				1	
129				1	
130				1	
131					
132				1	
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142				1	
143					
144				1	
145				1	
146				1	
147					
148					
149				1	
合 計		*	78	263	27
平均給料月額		*	269,583円	343,725円	377,359円
平均年齢		*	41.1歳	50.0歳	54.4歳

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18					1			
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27			2					
28								
29								
30					1			
31					1			
32			1					
33	1	1						
34								
35	2	3			1			
36		1						
37	1							
38	1	1	1					
39					1			
40			1					
41								
42		1						
43		1	1	1				
44			1					
45								
46					1	1	2	
47							1	
48			1					
49						1	1	1
50								
51			1				2	
52								1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53				1				
54							1	
55		2						
56		1	1			1		
57								
58		1				2	1	
59		1			1		1	
60		2	2					
61			1		1			
62						1		
63			1					
64					1			
65		1			1			
66								
67								
68				1				
69								
70		1						
71		1		1				
72				1				
73		1		2	1			
74		1						
75			1		1			
76		1			1	1		
77				1				
78			1					
79								
80								
81								
82								
83		1						
84								
85				1				
86			1					
87								
88								
89								
90								
91				1				
92								
93								
94			1					
95								
96								
97				1				
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107			1					
108								
109								
110				1				
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	5	25	16	18	9	11	5	*
平均給料月額	196,320円	251,844円	345,300円	370,194円	423,167円	452,882円	493,420円	*
平均年齢	25.0歳	32.8歳	41.8歳	43.1歳	50.1歳	51.6歳	57.2歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給号	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					

給号 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	-	-	-	-
平均年齢	-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1			1			
2						
3						
4			1			
5			12			
6						
7						
8						
9			13			
10						
11						
12				5		
13			9	1		
14						
15						
16				4		
17			14	1		
18						
19						
20			7	7		
21			3			
22						
23						
24			5	2		
25						
26					1	
27						
28				2	3	
29		10				
30				1	2	
31					2	
32				5	3	
33				4		
34					3	
35						
36				1	4	
37				1	2	
38					2	1
39						1
40				1	2	
41						
42					1	
43						
44					2	
45					1	2
46					4	1
47					1	1
48						
49					1	1
50						
51						3
52					3	

給 号	級	1	2	3	4	5
53						
54						
55					1	
56					2	
57					1	3
58					5	
59						1
60					1	1
61						
62					1	
63						3
64						1
65						
66						2
67						
68						
69						
70						
71						1
72						2
73						
74						
75						
76						
77					2	1
78						
79						
80						
81						
合 計		10	65	35	50	25
平均給料月額		309,100円	353,592円	435,626円	518,802円	580,440円
平均年齢		30.6歳	34.0歳	40.7歳	49.0歳	58.3歳

病院企業職給料表(4) [ 病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師 ]  
 [ その他の医療技術職員に適用 ]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19	1						
20							
21							
22							
23	2	2					
24		1					
25		1					
26	1						
27	7	2					
28		1					
29	39	4					
30							
31	3	7					
32		3					
33	57	28	1				
34		9					
35	6	6					
36	1	4		1			
37	53	17					
38	1	7	1				
39	4	9					1
40	1	5	3				
41	48	10	1				
42	5	9	2				
43	4	11	4				1
44	1	7	3	1			
45	9	12	4	1		1	1
46	1	7	2	1		3	1
47		9	3	1		3	
48	3	6	2			3	
49	4	15	3			5	
50		8	4			2	
51		9	7	1		1	
52		9	2	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53	2	11	7				1
54		9	2	2			3
55		4	6				1
56		8	3	2	2		
57		6	5	2			
58		5	9	1	2		1
59		9	3				
60		2	5	2	1		
61		12	3	1	1		
62		10	4				
63		5	5		1		
64		7	2				
65		6	3	3			
66		5	3				
67		5	5		1		
68		6	1	1			1
69		6	2	2	1		
70		10	4	1			
71		6	2				
72		5	1	2	2		
73		5	2	1	1		
74		2	2	2	1		
75		4	2				
76		6	1	1	1		
77		4	1	3			
78		1	2	2			
79		4	1	1			
80		1		3			
81		1	2	3			
82			3	2			
83		1					
84		1	1	1			
85			2	1			
86		1	2	1			
87			1	2			
88		1					
89			2	1			
90				1			
91							
92		1					
93			1	1			
94			1	3			
95			1	1			
96			1	1			
97			1				
98				3			
99			3	2			
100				1			
101				2			
102				2			
103				1			
104							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			1	1			
106			2	2			
107			1				
108				2			
109				2			
110			3	2			
111							
112							
113			1				
114			3	4			
115			2	1			
116			1				
117			1				
118				3			
119			1	2			
120				1			
121			1	2			
122							
123							
124				1			
125				1			
126							
127			2				
128			2				
129			2				
130			1				
131				1			
132			1				
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140			1				
141							
142			3				
143			2				
144			1				
145							
146							
147							
148			2				
149			12				
合 計	253	388	195	93	14	25	4
平均給料月額	197,135円	250,572円	357,332円	395,330円	424,907円	449,884円	484,175円
平均年齢	25.5歳	33.1歳	45.4歳	48.3歳	52.9歳	55.0歳	56.8歳

## 第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	全職員 平均扶養親族数	手当受給職員 平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,302	0.8	2.0
行政職給料表(2)	851	1.1	2.0
医療職給料表(1)	12	0.9	1.9
医療職給料表(2)	95	0.4	1.8
大学教育職給料表	10	0.5	1.6
高等学校教育職給料表	187	1.1	2.0
消防職給料表	761	1.2	2.1
合 計	4,218	0.9	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,188	0.9	2.0
企業職を含めた総合計	5,406	0.9	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		配偶者	扶養手当の対象となる扶養親族数				合計
	職員数	構成比		1人目 の扶養 親族	うち 配偶者が ない職員 の1人目	2人目 の扶養 親族	その他 の扶養 親族	
1人	1,553	36.8%	705	848	182	-	-	1,553
2人	1,399	33.2%	659	1,399	65	740	-	2,798
3人	964	22.9%	783	964	11	964	181	2,892
4人	267	6.3%	252	267	1	267	282	1,068
5人	30	0.7%	30	30	0	30	60	150
6人	5	0.1%	4	5	0	5	16	30
合計	4,218	100.0%	2,433	3,513	259	2,006	539	8,491

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	21,026	21,232
全職員平均額	9,259	9,318

## 第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	借家・借間居住者	
		借家・借間居住者	自宅等居住者
行政職給料表(1)	4,263	1,168	3,095
行政職給料表(2)	1,294	164	1,130
医療職給料表(1)	24	5	19
医療職給料表(2)	285	70	215
大学教育職給料表	18	3	15
高等学校教育職給料表	301	66	235
消防職給料表	1,090	351	739
合計	7,275	1,827	5,448

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,960	479	1,481
企業職を含めた総合計	9,235	2,306	6,929

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	
	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	6,406	6,398
全職員平均額	4,865	4,797

## 第9表 管理職手当の支給状況

### その1 給料表別手当受給職員数及び平均額

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	694	86,956	10,371
行政職給料表(2)	-	-	-
医療職給料表(1)	24	91,171	84,158
医療職給料表(2)	35	81,434	6,143
大学教育職給料表	2	89,950	5,997
高等学校教育職給料表	18	73,522	3,836
消防職給料表	67	83,707	4,094
合 計	840	86,306	7,568

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	134	88,008	4,306
企業職を含めた総合計	974	86,540	6,843

### その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	86,306	86,540
全職員平均額	7,568	6,843

## 第2部 民間給与等の実態

# 平成 26 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成 26 年 4 月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された 492 事業所

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

### (2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

## 4 調査対象の抽出

### (1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 122 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

### (3) 調査実人員

初任給関係 387 人（事務・技術関係職種 358 人）、初任給関係以外の調査職種 7,442 人（事務・技術関係職種の調査実人員 6,884 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、74,098 人であり、事務・技術関係職種は 64,185 人である。）

## 5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	10	3	4	3
製造業	21	13	6	2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	1	0	0
情報通信業	22	12	8	2
運輸業、郵便業	15	8	3	4
卸売業、小売業	11	5	5	1
金融業、保険業	3	3	0	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	6	1	4	1
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0	0
生活関連サービ ス業、娯楽業	1	0	1	0
教育、 学習支援業	2	1	1	0
医療、福祉	4	2	1	1
サービス業	5	1	2	2
合計	101	50	35	16

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が21事業所あった(規模不適1事業所を含む。)  
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	項 目	学 歴	規 模 計	企 業 規 模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	199,717	203,514	194,604	195,507
		短大卒	174,798	175,533	173,412	175,251
		高校卒	164,708	161,778	167,804	169,059
	新卒技術者	大学卒	201,979	206,883	196,301	198,636
		短大卒	176,447	176,597	176,071	176,789
		高校卒	162,592	161,014	159,567	170,604
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	200,587	204,734	195,309	196,759
		短大卒	175,457	175,946	174,500	175,899
		高校卒	163,911	161,486	164,931	169,677

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	201,152
	短大卒	175,168
	高校卒	161,840

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種  
1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	48.7	558,031	806	557,225	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大 学 卒	6	48.5	564,500	887	563,613		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	49.0	541,531	599	540,932		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	7	54.7	718,936	1,450	717,486	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	4	55.5	746,840	0	746,840		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	2	52.6	708,995	4,781	704,214		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	296	51.1	734,954	479	734,475	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	237	51.3	747,626	400	747,226		
	短 大 卒	15	49.6	681,186	732	680,453		
	高 校 卒	44	50.2	682,391	833	681,558		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	263	51.1	727,734	671	727,063	同上	同上
	大 学 卒	199	51.2	740,420	767	739,654		
	短 大 卒	22	48.2	653,044	254	652,789		
	高 校 卒	41	51.5	701,761	385	701,376		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 部 次 長	127	48.6	654,564	70	654,493	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大 学 卒	108	48.8	663,459	40	663,418			
短 大 卒	2	46.0	417,035	785	416,250			
高 校 卒	17	47.1	613,343	215	613,128			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	156	49.3	645,416	133	645,282	同上	同上	
大 学 卒	127	49.3	647,808	9	647,799			
短 大 卒	15	49.7	631,306	0	631,306			
高 校 卒	13	49.8	642,714	1,471	641,243			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事 務 課 長	518	47.2	546,873	11,716	535,157	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	386	47.1	552,933	8,895	544,038			
短 大 卒	30	46.3	531,033	16,456	514,577			
高 校 卒	101	48.0	527,667	21,743	505,924			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	559	47.4	577,807	19,543	558,264	同上	同上	
大 学 卒	398	46.9	586,935	21,788	565,147			
短 大 卒	76	47.8	539,560	9,775	529,785			
高 校 卒	83	50.0	561,355	15,634	545,721			
中 学 卒	2	44.5	433,500	0	433,500			

(注) 1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)

2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 128	歳 45.5	円 573,191	円 12,590	円 560,601	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)  係の長及び係長級専門職  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	106	45.2	577,478	7,609	569,869		
	短大卒	8	44.5	541,799	19,548	522,250		
	高校卒	13	47.8	558,066	49,698	508,368		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	115	47.5	569,646	10,001	559,645		
	大学卒	91	47.3	583,270	8,926	574,344		
	短大卒	16	47.7	468,659	17,325	451,334		
	高校卒	8	50.0	518,909	14,915	503,994		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	345	43.0	435,823	47,429	388,394		
	大学卒	219	40.2	452,889	47,150	405,739		
	短大卒	35	43.3	414,862	68,188	346,674		
	高校卒	91	49.5	402,282	41,921	360,361		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	299	44.8	549,979	128,433	421,546		
	大学卒	141	40.6	524,576	129,115	395,461		
	短大卒	48	45.5	519,292	102,169	417,123		
	高校卒	106	49.4	591,879	136,533	455,346		
中学卒	4	41.6	498,456	166,597	331,859			
事務主任	339	44.2	475,026	68,136	406,890			
大学卒	215	44.2	489,359	67,844	421,514			
短大卒	44	43.0	410,521	59,720	350,801			
高校卒	77	44.4	458,625	71,309	387,317			
中学卒	3	55.0	431,503	120,700	310,803			
技術主任	699	44.7	503,751	97,624	406,127			
大学卒	434	44.6	511,037	94,989	416,049			
短大卒	112	43.7	455,543	91,401	364,142			
高校卒	153	46.0	519,286	115,128	404,159			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	1,350	37.3	361,971	63,187	298,784			
大学卒	783	35.4	376,162	70,202	305,960			
短大卒	257	37.1	310,918	45,803	265,115			
高校卒	309	42.4	364,606	58,149	306,457			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	1,674	35.9	385,870	76,658	309,212			
大学卒	1,031	35.3	393,384	76,476	316,908			
短大卒	268	34.1	324,163	66,000	258,163			
高校卒	370	39.4	399,439	83,365	316,074			
中学卒	5	42.3	526,130	176,333	349,797			

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
職 種	職 種	人	歳	円	円	円		
		事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	9	48.7	558,031	806	557,225
大学卒	6		48.5	564,500	887	563,613		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	3		49.0	541,531	599	540,932		
中学校卒	-		-	-	-	-		
工場長	6		55.1	739,219	0	739,219	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	4		55.5	746,840	0	746,840		
短大卒	*		*	*	*	*		
高校卒	*		*	*	*	*		
中学校卒	-		-	-	-	-		
事務部長	201		51.1	776,088	86	776,002	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
大学卒	170		51.4	783,872	104	783,768		
短大卒	8		49.8	723,279	0	723,279		
高校卒	23		49.5	741,547	0	741,547		
中学校卒	-		-	-	-	-		
技術部長	211		51.3	746,031	55	745,975	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上
大学卒	169		51.3	750,497	69	750,428		
短大卒	14		49.5	694,901	0	694,901		
高校卒	28	52.2	742,804	0	742,804			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	102	48.4	675,713	37	675,675	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	92	48.6	679,206	42	679,164			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	10	46.7	647,513	0	647,513			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	144	49.2	649,290	0	649,290	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	120	49.1	650,114	0	650,114			
短大卒	14	49.6	632,581	0	632,581			
高校卒	10	49.9	658,665	0	658,665			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	327	47.5	573,650	11,315	562,334	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1) 6級	
大学卒	259	47.3	574,330	7,863	566,467			
短大卒	12	45.3	581,827	29,860	551,968			
高校卒	56	48.8	568,843	23,225	545,618			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術課長	406	47.4	587,865	18,677	569,189	上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	318	46.9	593,546	21,763	571,783			
短大卒	51	48.5	555,032	7,198	547,834			
高校卒	37	50.6	579,634	5,788	573,845			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 4級、5級
	大学卒	103	45.4	586,464	4,374	582,090		
	短大卒	93	45.4	585,972	3,954	582,018		
	高校卒	4	44.8	598,353	0	598,353		
	中学卒	6	46.1	584,136	12,892	571,245		
	-	-	-	-	-	-		
	<b>技術課長代理</b>	85	47.7	589,145	4,717	584,428		
	大学卒	77	47.5	591,623	5,076	586,547		
	短大卒	4	48.6	524,763	0	524,763		
	高校卒	4	50.4	573,551	0	573,551		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>事務係長</b>	206	43.7	451,005	35,820	415,185		
	大学卒	146	40.6	474,655	39,552	435,103		
	短大卒	10	44.3	424,817	34,036	390,781		
	高校卒	50	51.8	393,586	26,423	367,163		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	<b>技術係長</b>	170	45.6	593,045	135,985	457,061		
	大学卒	81	40.1	556,772	141,411	415,361		
短大卒	28	47.6	558,136	100,037	458,099			
高校卒	61	50.6	642,920	142,945	499,975			
中学卒	-	-	-	-	-			
<b>事務主任</b>	193	45.4	509,806	71,542	438,263			
大学卒	125	45.7	518,478	67,233	451,245			
短大卒	23	44.1	444,828	70,795	374,033			
高校卒	43	44.6	506,334	85,129	421,205			
中学卒	2	54.0	470,945	136,095	334,850			
<b>技術主任</b>	408	45.8	524,525	93,159	431,366			
大学卒	266	45.3	522,542	88,556	433,985			
短大卒	42	46.9	500,447	93,890	406,557			
高校卒	100	47.2	553,108	113,639	439,469			
中学卒	-	-	-	-	-			
<b>事務係員</b>	907	37.8	373,769	67,092	306,677			
大学卒	553	35.9	388,108	74,902	313,205			
短大卒	158	37.7	318,174	46,925	271,249			
高校卒	196	43.4	376,643	60,699	315,944			
中学卒	-	-	-	-	-			
<b>技術係員</b>	1,062	36.8	403,988	77,320	326,668			
大学卒	721	35.8	402,944	75,150	327,794			
短大卒	133	36.7	379,256	80,654	298,602			
高校卒	206	41.2	418,603	82,660	335,943			
中学卒	2	41.9	571,751	198,135	373,616			

3 規模100人以上500人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	事務部長	66	51.6	573,651	1,587	572,064	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	55	51.4	589,585	1,910	587,675		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	10	52.8	485,475	0	485,475		
	技術部長	39	49.4	584,651	6,401	578,250	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	24	51.2	631,253	10,510	620,743		
	短大卒	4	40.3	493,235	1,762	491,473		
	高校卒	11	49.6	530,856	215	530,641		
	事務部次長	12	51.4	486,104	0	486,104	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 6級
	大学卒	8	52.7	492,363	0	492,363		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	4	48.8	473,055	0	473,055		
技術部次長	7	56.8	558,003	359	557,644	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大学卒	7	56.8	558,003	359	557,644			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	145	46.1	467,765	13,954	453,810	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	102	46.1	484,926	13,403	471,523			
短大卒	14	46.8	457,766	3,182	454,584			
高校卒	29	45.6	412,249	20,827	391,422			
技術課長	132	47.4	519,255	22,404	496,851	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	74	46.9	530,622	22,542	508,080			
短大卒	19	45.3	485,235	23,846	461,390			
高校卒	39	49.1	515,019	21,461	493,558			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	16	43.7	427,280	51,920	375,360	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 3級
	大学卒	10	42.2	444,391	38,303	406,088		
	短大卒	3	41.5	394,687	62,839	331,848		
	高校卒	3	51.3	404,744	86,727	318,017		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	17	45.5	456,684	36,419	420,265		
	大学卒	8	43.5	487,728	29,316	458,413		
	短大卒	7	46.3	438,686	37,921	400,766		
	高校卒	2	50.5	398,823	59,298	339,525		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	67	44.3	400,200	67,577	332,623	係の長及び係長級 専門職	同上
	大学卒	28	40.4	388,159	70,014	318,145		
	短大卒	14	44.8	412,423	85,787	326,636		
	高校卒	25	48.5	407,574	54,116	353,458		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	99	42.9	459,811	102,533	357,278		
	大学卒	52	42.0	461,187	97,305	363,882	同上	
	短大卒	16	41.3	449,692	105,772	343,920		
高校卒	29	45.6	467,949	114,489	353,460			
中学卒	2	41.2	385,125	43,688	341,436			
事務主任	119	41.4	391,600	60,075	331,525	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級	
大学卒	70	39.8	416,310	74,292	342,018			
短大卒	19	41.6	356,889	41,591	315,298			
高校卒	30	44.9	353,613	37,337	316,276			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	264	41.8	447,085	112,755	334,330	同上		
大学卒	152	42.6	477,263	121,134	356,129			
短大卒	66	38.9	389,184	90,236	298,947			
高校卒	46	43.6	422,264	115,838	306,425			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	297	34.7	283,832	33,031	250,801	同上		
大学卒	158	33.2	292,023	32,754	259,269			
短大卒	65	35.2	268,879	32,430	236,449			
高校卒	73	37.9	278,536	34,551	243,984			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	544	32.4	312,520	73,673	238,847	同上		
大学卒	285	32.4	340,659	86,523	254,136			
短大卒	131	30.8	254,826	47,592	207,234			
高校卒	125	34.7	327,943	80,226	247,716			
中学卒	3	43.7	374,634	103,934	270,700			

4 規模100人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	29	49.9	591,402	2,917	588,485	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	12	49.6	570,929	758	570,171		
	短大卒	6	48.7	596,573	2,563	594,009		
	高校卒	11	50.9	610,916	5,465	605,450		
	技術部長	13	48.6	573,682	2,846	570,836	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	6	50.0	595,035	1,833	593,202		
	短大卒	4	49.8	578,900	0	578,900		
	高校卒	2	43.0	538,530	13,000	525,530		
	事務部次長	13	48.2	530,734	620	530,114	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 4級、5級
	大学卒	8	49.0	537,133	56	537,077		
	短大卒	2	46.0	417,035	785	416,250		
	高校卒	3	47.7	589,470	2,015	587,455		
	技術部次長	5	46.4	503,168	9,268	493,900	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	48.3	491,179	15,446	475,733		
事務課長	46	47.9	520,545	8,204	512,340	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	25	47.6	508,863	5,137	503,726			
短大卒	4	49.0	568,541	2,541	566,000			
高校卒	16	48.2	530,894	14,926	515,968			
技術課長	21	45.8	503,542	40,499	463,043	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	6	45.3	458,390	15,307	443,083			
短大卒	6	43.3	434,765	10,115	424,650			
高校卒	7	48.7	621,209	99,709	521,500			
中学校卒	2	44.5	433,500	0	433,500			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きま って支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	9	50.6	542,972	129,041	413,931	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 3級	
	大学卒	3	46.3	527,392	123,803	403,588			
	短大卒	*	*	*	*	*			
	高校卒	4	51.3	582,019	154,595	427,423			
	中学卒	*	*	*	*	*			
	技術課長代理	13	47.2	479,584	40,171	439,413			同上
	大学卒	6	45.3	502,716	78,575	424,141			
	短大卒	5	49.0	468,970	0	468,970			
	高校卒	2	48.0	436,721	25,385	411,337			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務係長	72	38.5	402,148	80,157	321,992		係の長及び係長級専門職	
	大学卒	45	37.9	386,885	70,005	316,880			
	短大卒	11	40.0	406,883	83,290	323,594			
	高校卒	16	39.1	440,447	105,639	334,807			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術係長	30	44.6	493,138	155,510	337,628			同上
	大学卒	8	39.3	516,477	181,724	334,753			
	短大卒	4	42.8	431,836	107,903	323,933			
高校卒	16	48.1	480,068	135,499	344,568				
中学卒	2	42.0	626,955	305,955	321,000				
事務主任	27	38.1	314,455	51,836	262,619	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級		
大学卒	20	37.9	316,738	50,967	265,771				
短大卒	2	38.5	334,856	43,806	291,050				
高校卒	4	33.8	294,171	54,921	239,250				
中学卒	*	*	*	*	*				
技術主任	27	35.3	366,222	82,728	283,494			同上	
大学卒	16	35.8	360,875	68,648	292,227				
短大卒	4	33.8	269,305	18,755	250,550				
高校卒	7	34.9	433,826	151,469	282,357				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務係員	146	33.4	333,318	63,406	269,912	同上			
大学卒	72	31.8	329,120	63,098	266,022				
短大卒	34	32.5	304,896	58,138	246,758				
高校卒	40	36.9	365,735	68,608	297,127				
中学卒	-	-	-	-	-				
技術係員	68	27.7	330,091	79,380	250,711		同上		
大学卒	25	30.1	279,516	36,625	242,892				
短大卒	4	25.9	253,716	44,531	209,185				
高校卒	39	26.3	374,406	113,597	260,809				
中学卒	-	-	-	-	-				

その2 給与比較の対象外職種  
規模計

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	10	42.7	240,847	52,557	188,290	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
	自家用乗用自 動車運転手	*	*	*	*	*	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
教育 関係 職種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	2	65.0	796,580	0	796,580	
	大学学部長	*	*	*	*	*	
	大学教授	34	60.5	693,079	0	693,079	
	大学准教授	24	47.4	514,242	0	514,242	
	大学講師	13	40.3	434,181	0	434,181	
	大学助教	13	38.6	333,758	0	333,758	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
	高等学校主幹 教諭 高等学校指導 教諭 高等学校教諭	-	-	-	-	-	
研究 関係 職種	研究所長	8	54.0	908,983	0	908,983	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	45	51.8	745,286	0	745,286	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	41	50.9	671,468	0	671,468	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	68	44.0	563,363	53,283	510,081	下記研究員より上位の者
	研究員	105	36.1	416,203	69,207	346,996	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	病院長	2	57.0	1,914,345	0	1,914,345	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	2	61.0	1,560,840	0	1,560,840	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	12	49.8	1,271,188	0	1,271,188	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	24	44.3	1,129,740	0	1,129,740	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	12	30.7	338,137	52,312	285,826	
	診療放射線技師	19	37.3	364,671	36,686	327,984	
	臨床検査技師	24	31.1	287,881	34,692	253,189	
	栄養士	4	42.3	310,183	14,703	295,480	
	理学療法士	14	35.4	317,757	23,946	293,811	
	作業療法士	5	28.2	251,276	16,718	234,558	
	総看護師長	2	59.0	616,896	0	616,896	部下に看護師長5人以上
	看護師長	12	47.4	453,035	18,066	434,969	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	42	36.8	348,249	68,538	279,711	
	准看護師	18	38.8	299,957	70,329	229,628	

### 第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学 歴	項 目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	37.9	(33.1)	
高校卒	14.1	(25.6)	(69.7)	(4.7)	85.9	

- (注)1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

### 第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	88.4
制 度 なし	11.6

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	14,349
配偶者と子1人	21,409 (7,060)
配偶者と子2人	27,330 (5,921)

- (注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。  
 2 ( )内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。  
 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	配 偶 者	15,300
	配偶者以外の扶養親族	6,800
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

(単位:%)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
85.3	(20.1)	(51.8)	(4.9)	(23.3)	14.7

(注) ( )内は、交通用具使用者に手当を支給する事業所を100とした割合である。

第16表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当(距離段階別定額制)の状況

(単位:円)

距離(片道)	距離段階別定額制における支給月額						
	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	4,513	7,678	13,847	19,845	25,406	30,411	33,784

(参考)

(単位:円)

		使用距離区分別手当額							
		5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満	
市職員の 現行通勤 手当月額	距離区分 (片道)								
	支給月額	2,200	4,100	6,500	8,900	11,300	13,700	16,100	
	距離区分 (片道)	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満	60km以上		
	支給月額	18,500	20,900	21,800	22,700	23,600	24,500		

### 第17表 民間における特別給の支給状況

項 目		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額 (単位:円)	下半期(A1)	403,664	296,352
	上半期(A2)	414,182	315,781
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	818,447	481,710
	上半期(B2)	898,587	569,171
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.03 月分	1.63 月分
	上半期(B2/A2)	2.17 月分	1.80 月分
年 間 の 平 均		4.08 月分	

(注) 1 下半期とは平成25年8月から平成26年1月まで、上半期とは平成26年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、3.95月分である。

### 第18表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	46.1	11.6	-	42.2
課 長 級	23.0	17.1	-	59.9

### 第19表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
役職段階							
係 員	77.5	77.5	28.6	3.0	45.9	-	22.5
課 長 級	60.1	57.9	17.9	2.9	37.2	2.2	39.9

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目	昇給制度あり			昇給制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員		82.9	(31.5)	(81.7)	(72.0)	17.1
課長級		68.1	(22.3)	(79.3)	(73.1)	31.9

(注) ( )内は、昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

役職段階	項目	一定率(額)分	考課査定分
		係員	63.7
課長級	53.8	46.2	
部長級	53.5	46.5	

## 第3部 労働経済指標

## 第22表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成26年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	31,250	43,600	54,400	65,190	76,000
住居関係費	65,330	74,770	64,940	55,100	45,270
被服・履物費	5,970	12,500	12,900	13,300	13,700
雑費 I	58,300	94,000	127,570	161,170	194,770
雑費 II	5,920	17,820	19,620	21,410	23,200
計	166,770	242,690	279,430	316,170	352,940

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成26年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …………… 食料
- 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第23表 労働経済指標

項 目				年 月	単位	平成25年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	292.8	288.4	289.3	288.6
				前年同月比	%	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.4
		きまって支給する給与	うち所定内給与	金額	千円	267.8	264.4	265.2	264.3
				前年同月比	%	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.6
		総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	154.0	149.3	152.1
	うち所定外労働時間数			時間数	時間	12.7	12.1	12.1	12.4
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	299.4	293.1	294.9	291.9
				前年同月比	%	1.0	△ 0.4	0.1	△ 1.9
		きまって支給する給与	うち所定内給与	金額	千円	274.5	268.7	271.0	267.0
				前年同月比	%	1.5	△ 0.6	△ 0.2	△ 2.3
総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	146.7	142.0	143.8	146.9	
うち所定外労働時間数			時間数	時間	12.2	11.4	11.6	12.2	
生計費	家計調査(総務省) (二人以上の世帯) 消費支出	全 国	金額	千円	304.4	282.4	269.4	286.1	
			前年同月比	%	0.8	△ 1.9	△ 0.1	1.0	
		川 崎 市	金額	千円	392.8	335.9	301.7	319.8	
			前年同月比	%	22.7	△ 2.5	8.4	11.5	
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	△ 0.7	△ 0.3	0.2	0.7	
		川 崎 市	前年同月比	%	△ 0.8	△ 0.5	0.3	0.9	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	0.1	0.6	1.2	2.2	
雇 用・生 産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国		倍	0.88	0.90	0.92	0.94	
		川 崎 市		倍	0.57	0.52	0.52	0.54	
	鉱工業生産指数(経済産業省)			前年同月比	%	△ 3.2	△ 1.0	△ 4.7	1.9
製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)			前年同月比	%	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.6	2.8	

8月	9月	10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月	4月
288.5	288.4	290.4	290.4	289.8	287.8	288.5	291.4	294.9
0.1	0.0	0.3	0.3	0.2	0.7	0.2	0.7	0.7
264.3	264.6	265.3	264.8	263.8	262.7	263.2	265.4	268.3
△ 0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.5	0.2	△ 0.3	0.1	0.2
148.0	147.2	152.8	153.5	148.8	141.6	145.3	147.3	153.5
12.0	12.3	12.8	13.0	13.3	12.5	12.6	13.4	13.4
290.9	292.1	297.1	296.3	297.7	294.6	292.8	296.8	300.6
△ 0.6	0.0	0.8	1.4	0.9	0.7	△ 0.8	0.6	0.4
266.8	268.3	270.9	269.7	270.9	269.4	267.7	269.8	273.4
△ 1.1	△ 0.7	△ 0.4	0.5	△ 0.2	△ 0.2	△ 1.5	△ 0.3	△ 0.4
139.1	139.0	146.2	145.9	142.8	137.3	137.9	142.6	145.6
11.4	12.0	12.7	13.0	13.2	12.5	12.7	13.7	13.1
284.6	280.7	290.7	279.5	334.4	297.1	266.6	345.4	302.1
△ 0.5	5.2	2.3	2.1	2.7	2.8	△ 0.6	9.3	△ 0.7
287.9	302.2	341.0	328.8	400.3	341.5	297.8	415.0	450.6
△ 23.2	△ 18.9	7.6	7.2	10.3	△ 3.8	△ 1.6	12.6	14.7
0.9	1.1	1.1	1.5	1.6	1.4	1.5	1.6	3.4
1.0	1.1	0.8	1.3	1.2	1.2	1.5	1.5	3.1
2.3	2.2	2.5	2.6	2.5	2.4	1.8	1.7	4.2
0.0	0.0	0.1	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4
0.95	0.96	0.98	1.01	1.03	1.04	1.05	1.07	1.08
0.57	0.61	0.65	0.69	0.70	0.72	0.73	0.70	0.62
△ 0.6	5.3	5.4	4.8	7.2	10.6	7.0	7.4	3.8
0.1	6.3	5.7	6.1	7.1	7.0	6.9	6.5	4.9